

2017年9月15日 第3215回例会

於： 横須賀商工会議所

<点鐘・開会> 12:30 小林 会長

<斉 唱> 「それこそロータリー」

<ゲスト紹介> *東京中小企業投資育成(株)

業務第4部上席部長代理チームリーダー 飯田 越 史 様
業務第4部 主任 平 沼 優 様

<会 長 報 告> *新会員入会 増田 幸司会員

*第1グループ三役会 報告

*横須賀北RCより

・青少年交換学生拠出金のお願いについて

Elisa Karine ENCKLE さん

会員一人3, 000円×109名

*長堀会員より緊急時の対応について

<委員長報告> *インターアクト委員会高橋委員長より

第4回インター・ローターアクト委員会

／地区IACアクターズミーティング 報告

*職業奉仕委員会瀬戸委員長より 職場体験学習のお願いについて

*ローターアクト委員会小山委員長よりRAC例会 報告

<幹 事 報 告> *例会終了後第3回理事役員会 開催

<出 席 報 告> *出席委員会植田委員長より9月15日の出席報告

| 会 員 数 | 出席対象者数 | 出 席 数 | 欠 席 数 | メイクアップ数 | 出 席 率 |
|-------|--------|-------|-------|---------|--------|
| 113名 | 100名 | 73名 | 27名 | 22名 | 87.16% |

<ニコニコ報告>

・三 役 東京中小企業投資育成(株)業務第4部上席部長代理チームリーダー 飯田越史様、主任 平沼 優様、ようこそお出でくださいました。

・大 竹、信 木、猿 丸、福 西、上 林、山 ・、
上原 公、高橋 倫、根 岸、藤 村、徳 永 各会員

東京中小企業投資育成(株)業務第4部上席部長代理チームリーダー 飯田越史様 本日の卓話楽しみにしております。

・兼 城、石 田、中村 倫 各会員 誕生月祝いとして

・鈴木 倫 会員 入会月祝いとして

・三 役 増田幸司会員、お入会おめでとうございます。ロータリーライフをお楽しみください。

・渡 邊、加藤 倫、波 島、植 田、薦 野、岩 瀬、山 ・、新倉 倫、澤 田、
徳 永、田 邊、鈴木 倫、Enora、高橋 倫、前 田、丸 山、飯 塚、物 井 各会員

増田幸司会員、ご入会おめでとうございます。ロータリーライフをお楽しみください。

・小山ローターアクト委員長 先日はローターアクトの例会及び清掃活動に沢山のロータリアンの方々にメイキャップに来て頂き、清掃をお手伝いしてもらい、ありがとうございました。中央の町も少し明るくなった気がしました。

・8番テーブル瀬戸サブマスター 8番テーブルミーティングを先週8日に開催しましたところ、多数の皆様にご参加頂きました。大変ありがとうございました。

・高橋 倫、八 巻、外 木、小佐野 各会員 9月8日、あら井にて8番テーブルミーティングが開催されました。五十嵐マスター、瀬戸サブマスターお疲れ様でした。高橋仁子会員、美味しいお食事ありがとうございました。

・高橋 倫 会員 江沢先生、昨日の「夢創展」では迫力のあるフランスの大使をご案内頂き、有難う



ございました。益々のご活躍を祈ります。

- ・勝間 会員 江沢画伯、夢創展おめでとうございます。居ながらにして世界旅行を楽しめました。
- ・Enora 会員 えざわさん、びじゅつはすごいです。

<卓 話> 「中小企業の事業承継」

東京中小企業投資育成(株)業務第4部
上席部長代理チームリーダー 飯田 越史 様

皆様、こんにちは。東京中小企業投資育成の飯田と申します。私どものご利用先である関東化成工業の大竹監査役にご紹介頂きこのような機会を頂戴し、ありがとうございました。

私は神奈川県出身で秦野に生まれ育ちました。高校は厚木高校に通い、3年間勉強もせずに野球ばかりしておりました。ポジションはキャッチャーでした。「飯田さんはキャッチャーするために産まれてきたような体型をしているね」とよく言われますが、今から3割ほど目方が軽く足も速く、フットワークの良い選手だったと自負しております。今、中小企業の支援をする仕事についておりますが、この経験を活かせるように中小企業経営者の皆様のいろんな悩みをしっかりと受け止め、会社が成長、発展できるように適切な配球でリードしていきたいと思っています。



本日は中小企業の事業継承というテーマで話をさせていただきます。私どもの会社は中小企業に投資して、株主としてご支援させて頂く会社でございます。株主となって10年、20年、一番長い所ですと50年に亘ってお付き合いをさせていただいている会社がございます。長期間お付き合いをしていますとどういう事があるかと申し上げますと社長が次の代へと代わっていく、社長が持っている株を次の代につないでいくという事業承継、経営承継ということが起こります。50年お付き合いさせていただくとそれも一代限りではなくて三代に亘って経営承継が行われる、そういった経営承継の現場を沢山見ました。その経験を踏まえて事業承継はどんな問題があるのか、どんな対策が必要なのか、最後に私どもをご利用いただいて上手く課題を解決していただきた事例をご紹介したいと思っています。本日は企業経営者以外の方もいらっしゃるんですけども、日本の経済を支えていくのは中小企業ですが、どんな問題が起きているのか知っていただきたいと思っています。本日はポイントのみですが、分からない点ですとか、詳しく聞いてみたいという点がございましたら、私でも結構ですし先ほど紹介しました平沼が横須賀を担当しておりますので、お気軽にお声掛けいただければと思います。まず最初に自己紹介をさせていただきます。

P. 3 1 私の会社は東京中小企業投資育成株式会社です。略して投資育成会社とか投資育成とも言われています。更に投育と言われることもあります。私共、今の仕事は経営者の方と将来の資本政策の話、経営課題のディスカッションを社長様と直接させていただくやりがいを感じて取り組ませていただいています。私共は1963年に中小企業投資育成株式会社法に基づいて設立されました。法律の中で国、経済産業大臣の監督を受けなさいと書かれています。何とか機構さんとは違い、株式会社組織で株主120名ほどいます。神奈川県、東京都といった地方公共団体に全体の2割ほど出資いただいています。あとはメガバンクあるいは地域金融機関にご出資いただいております。神奈川の関係ですと横浜銀行、横浜信金、川崎信金にご出資いただいております。法律に基づいてできている、国の監督がある、それから神奈川県や横浜銀行などが株主になっているということでご安心して使っていただける制度ではないかと思っております。株主様から出金いただいた資金を中小企業に投資して長期保有する中でいろんな支援をさせて頂いて、その結果利益の中から配当をいただく、そんな仕組みになっております。

P. 3 2 投資育成は東京以外に名古屋と大阪にもあり、3社で日本全国をカバーしております。この53年間で5,228社ご利用いただき、神奈川県内80社、横須賀では3社にご利用いただいております。

P. 3 3 一般的な利用ニーズは経営権の安定化、事業継続支援、経営力強化です。

P. 34 制度の特徴の3つとして長期安定株主としての支援、経営の自主性を尊重、経営の相談相手です。

P. 3 中小企業の経営者の年齢の分布ですが、平均年齢の山が1995年は47歳、2015年には66歳に移動しています。19歳上がっているのはなかなか事業承継が進んでいない現われです。

P. 4 後継者の決定状況では、半分か廃業を予定している。この理由は子供に継ぐ意思がない、子供がない、後継者が見つからないというのが1/3です。

P. 5 先代との関係では20年前は8割が息子、娘に継いでいたのが、最近では半分以下に減っています。

P. 7 事業承継では人の承継、物の承継と言いますが、経営の承継は後継者の育成、後継者の経営環境の整備です。物の承継は財産の承継で自主株式、事業用資産の後継者への集中です。何れにしても出来るだけ早い時期から計画的な取り組みが必要です。

P. 8 後継者の選定は後継者が決まっているか、いないか、それが親族か、親族外であるか、だいたい大きく4パターンに分かれます。

P. 9 親族内承継であれば減ってきたが、一番多いケースなので心情的に受け入れられやすいというメリットの一方で兄弟がいる場合、対立が生じやすいです。親族外承継では、会社外部からの招聘も検討できます。あるいは役職員に承継する場合は保ちやすいというメリットがある一方で買取資金、個人保障という問題が残ります。M&Aは現経営者が会社売却の利益を獲得することができる一方で買い手を見つけるのが困難です。

P. 12 後継者の経営環境の整備としては社内外の関係者の理解、支持を得る、後継者を補佐する、人材の育成、組織的な経営体制作りが重要です。

P. 13 準備として取り組んでいることとしては赤い丸で囲っている以外にも取り組むべきことがあります。

P. 14 安定した経営の継続のためには株式、事業用資産の後継者への集中が重要です。株式は最低でも過半数、できれば2/3以上が望ましいです。移転コストを試算することが重要で、どのような移転方法の選択肢があるか、それぞれ選択肢におけるコストがどの程度か早めに把握しておくことです。

P. 15 後継者への移動の方法としては相続、譲渡、贈与があり、各々納税負担、資金負担が生じ、負担を軽減する選択肢としては単価を下げる、数量を減らすなどいろいろな組み合わせで進めていきます。

P. 18 他の相続人への配慮として後継者以外の相続人に遺留分の事前放棄をしてもらう、遺言等により後継者以外の相続人には遺留分侵害額に相当する財産を与えるなどです。

P. 26 株式の評価の見直しで今年1月から改正があり、類似業種比準方式の計算方法が変わり、会社規模の判定が2点変わりました。会社によって株価が上がるケース、下がるケースの両方があり、具体的な数字につきましては税理士の先生に確認して対策します。

P. 36 スムーズな経営承継として活用事例を3例紹介します。

私どもはいろんな形で経営者の見方、立場に立ってご支援をしていますので、何か資本政策の中でお困りのことがあれば、お声掛けいただければと思っております。ご清聴ありがとうございました。

<閉会・点鐘> 13:30 小林 会長

週報担当 猿丸 新二